

富山大学留学生センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学留学生センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、外国人留学生及び海外留学を希望する富山大学（以下「本学」という。）の学生に対し、必要な教育及び指導助言等を行うことにより、本学における国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対する日本語・日本事情教育
- (2) 外国人留学生に係る入学前における予備教育（以下「予備教育」という。）
- (3) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言
- (4) 海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導助言
- (5) 留学生教育に関する調査及び研究
- (6) その他センターの目的達成に必要な事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任の教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長の選考については、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター業務を整理する。

- 2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長の選考については、センターの専任の教員のうちから第8条に定める運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(専任の教員)

第7条 専任の教員は、センターの業務に従事する。

- 2 専任の教員の選考については、別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、富山大学留学生センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。（運営委員会の審議事項）

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 事業の計画及び実施に関すること。
- (3) センター長、副センター長及び専任の教員の人事に関すること。
- (4) 予算概算の方針に関すること。
- (5) その他センターに関し必要な事項

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名した学長特別補佐又は学長補佐

(3) センターの専任の教員

(4) 学部（理学部、医学部、薬学部及び工学部を除く。）及び研究部の各系から選出された教授各1人

(5) 学務部長

2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第3号の委員のうち教授を除く専任の教員は、前条第3号の事項のうち専任の教員の人事に関する事項の審議には加わらない。

4 第1項第5号の委員は、前条第3号の事項の審議には加わらない。

(委員長)

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第12条 運営委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開会できない。議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第3号の事項を審議する会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開会できない。議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(意見の聴取)

第13条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第14条 運営委員会に、専門的事項を担当するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(日本語研修コース)

第15条 センターに、予備教育を行うため、日本語研修コースを置く。

2 日本語研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

(事務)

第17条 センターの事務は、学務部学生支援グループにおいて処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される副センター長は、この規則の施行日の前日において富山大学留学生センター副センター長であった者をこの規則により選考されたものとみなし、任期は第6条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 この規則の施行後、最初に選出される第10条第1項第4号に規定する委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則施行日の前日において、理学部、医学部、薬学部及び工学部から選出された者については、第10条第1項第4号の研究部の各系から選出された者とみなす。ただし、任期は同条第2項の規定に関わらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。